

令和6年第1回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和6年1月25日(木)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時20分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	欠席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第3 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、13番、1番にお願いします。

日程第2 議案第1号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第1号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

議案1、本件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

場所は、県道川越日高線沿いにある〇〇の入口から西方面に約200m進んだところを南側に左折し、約100m進んだ先に位置します。現地は小麦が作付けされていました。

借受人は令和2年6月に新規就農した方で、農業従事日数は300日となる農業者です。今回の申請は、更新をするための手続きとなり、引き続き、小麦を栽培する計画となっています。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

8 番

続いて議案2に入ります。本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、田波目地内と南平沢地内になります。まず、田波目地内の方ですが、県道日高川島線の〇〇交差点から西方面に約300m進んだ左側と〇〇交差点から坂戸市に抜ける道を西方面に進んだ左側の方に位置します。現地は全て耕作されていました。続いて、南平沢地内の方ですが、先程の場所から南平沢交差点から新しいバイパス方面に約100m進んだ先までのエリアで複数点在しています。現地は全て、すぐに耕作できるような状況でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものです。貸付をする担い手につきましては、日程第3議案第2号にて審議となります。

対象農地は、所有者29名、筆数41筆、面積54,541㎡となり、農地中間管理事業の新規案件となります。

議長

まずは、農地中間管理機構への利用権設定について、ご審議をお願いします。
ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら
お願いします。

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基
盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と
いうことでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

日程第3 議案第2号 農地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項」の
規定による「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題と
します。

事務局

本件について事務局より説明をお願いします。
先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につい
て、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。

促進計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りた
いと希望を申し出た者を位置付けるもので、法律に基づき農地中間管理機構が
当該促進計画について、農業委員会に意見を求めるものです。

借受人は〇〇市に所在を置き、平成29年度に就農した農地所有適格法人で
す。日高市では、平成30年に認定新規就農者となっています。

申請地ではネギを栽培する計画で、収穫したネギについては、JA全農さ
いたまや〇〇市にある食材受託センター等へ出荷します。申請地は現在経営
している農地と新たに集積する農地があり、農地中間管理事業へ移行して、
経営及び経営拡大を目的としているものです。

農地利用促進計画について、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお
願いします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いし
ます。

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。今回の計画
について、意見なしということよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件について、意見なしで回答します。

日程第4 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

<資料に基づき説明>

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
推進委員	事案番号6についてですが、過去にも除外手続きがされていたと思われませんが、どうでしょうか。
事 務 局	ご指摘の案件は、もう少し南側の位置になります。
議 長	他に質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件ついて、意見なしということでよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は、意見なしと決しました。
	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。